

山形市立病院済生館 新病院整備基本構想策定支援業務仕様書

1 業務名

山形市立病院済生館新病院整備基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、地域の基幹病院として、質の高い、安全・安心な医療を提供するための拠点となる新たな山形市立病院済生館の整備について、機能、規模など、新病院の整備に必要な基本構想の策定を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

4 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を厳守し実施すること。
- (2) 受託者は、委託者と協議を行い、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実施を主となって担当する主任担当者を選任し、発注者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は随時、山形市立病院済生館内で打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録のうえ、議事録として提出すること。
- (4) 本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 本委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託承認願を提出し、委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務内容

山形県の地域医療構想を踏まえ、整備検討を進める新病院に関する事項、整備の進め方を具体化し、専門的・技術的な視点から調査・分析・整理・助言・提案等を行い、資料の

作成・提供を行うとともに、それらを踏まえた山形市立病院済生館新病院整備基本構想の案を提案すること。なお、(1)については委託者が主体的に行う。

(1) 基礎的調査

ア 診療圏の将来人口推計（2045年まで）

- ① 年齢階層別人口の推移
- ② 高齢化・超高齢化率の推移 等

イ 診療圏の医療環境

- ① DPC データ分析
- ② 診療圏で充足できていない機能・診療科・病床機能の分析
- ③ 救急搬送その他必要となる分析 等

ウ 当院の医療需要推計

- ① 入院・外来患者数推計
- ② 救急患者数推計
- ③ その他

(2) 新病院が目指す基本方針等の策定

ア 新病院が目指すべき役割、機能、方向性

- ① 医療機能の検討
(急性期、地域医療支援、がん、救急、脳卒中、災害、感染症、リハビリなど)
- ② 病床数等の検討
- ③ 付帯施設の検討

イ 施設規模等の設定支援

- ① 機能別整備方針の検討
- ② 診療科・部門別での規模等の検討
- ③ 療養環境、職場環境の整備方針の検討

ウ 事業収支計画検討

- ① 前提条件の整理
- ② 収支シミュレーション（複数パターン）

エ 目指す機能を充足する建築計画案の提示

(3) 整備スケジュール等

ア 整備手法の検討

イ 整備スケジュール

(4) 山形市立病院済生館新病院整備検討委員会（全5回想定。以下「検討委員会」という。）の開催支援（イからオのうち下記第1回検討委員会に係る業務については、これを要しない。）

ア 会議への出席（オンラインでの参加も可能とするが、詳細は別途協議とする。）

イ 会議へ提示する資料作成支援

ウ 必要に応じ、会議に提示した資料の説明

エ 答申案作成および調整

オ 議事録作成（発言録に近い形式のもの及び要点記載のもの）

※会議開催後、概ね7日以内で提示すること。

なお、検討委員会は、下記テーマにより5回程度の開催を予定し、検討の進捗状況によって、会議回数や検討テーマの変更を可能とする。

	開催時期	議論テーマ
第1回	令和3年6月	①委員紹介、委員長・副委員長選任 ②済生館の現状に関する報告（経営状況、患者数等） ④済生館の医療提供体制等に関する講演
第2回 ～ 第5回	令和3年7月 ～ 令和4年1月	①山形市を中心とした外部環境報告 ②山形市に必要な医療 ③施設整備方針 ④医療機能・施設整備のコンセプト ⑤病院建替えに伴い充実強化する主な医療機能 ⑥その他

(5) その他

協議の上、必要と考えられる項目

6 業務計画書の提出

(1) 受託者は、委託契約締結後速やか委託者と打合せを行い、業務計画書を作成の上委託者に提出すること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 検討業務内容

イ 業務遂行方針

ウ 業務詳細工程表

エ 業務実施体制及び組織図

オ 統括責任者、主任担当者及びその他業務従事者の一覧表

カ 協力者がある場合は、協力者の概要及び業務従事者の一覧表

キ 業務フローチャート

ク 打ち合わせ計画

ケ その他委託者が必要とする事項

(3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

7 打合せ及び記録

策定支援業務を適正かつ円滑に実施するために、受託者と委託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

8 成果品

- (1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法については、委託者と協議の上、決定する。
 - ア 山形市立病院済生館新病院整備基本構想 100部
 - イ 山形市立病院済生館新病院整備基本構想概要版 200部
 - ウ その他本業務において作成した資料等 2部
 - エ 会議議事録および会議資料等 各1部
 - オ 前各号の原稿、データ等を収録した記憶媒体（CD等） 2セット
- (2) 成果品については、その全部又は一部を広く地域住民等に公表することとなるため、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。

9 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、受託者がこれに承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

10 その他

- (1) 市の各種計画との整合性を図ること。
 - ア 山形市発展計画2025（令和3年2月改訂）
 - イ 山形市中心市街地グランドデザイン（平成31年2月策定）
 - ウ 山形市中心市街地活性化基本計画（令和3年3月変更）
 - エ 山形市立地適正化計画（令和3年3月策定）
 - オ その他委託者が指示する計画
- (2) 策定業務で作成した資料は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (3) 策定業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者、受託者協議の上、決定するものとする。